令和元年第10回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和元年8月28日(水) 午後3時00分~午後4時16分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長 菅野 勇次

教育委員 教育長職務代理者 小尾 一彦

委員 瀧本洋次

委 員 國安 環

事務局 教育部長 山端 広和

学校教育課長宮田哲生涯学習課長石田晋一給食センター所長鯨岡健図書館長武田健吾総務係長山田慎一学校教育推進員佐藤充弘学校教育推進員式見貴美穂

学校教育推進員 梶原 源基

4 議 事

報告第8号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出結果について

報告第9号 令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第35号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第36号 幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則

議案第37号 幕別町私立幼稚園入園に対する入園料、保育料の補助に関する規則を廃止する規則

議案第38号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱を廃止する要綱

議案第39号 幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

議案第40号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について

議案第41号 令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第42号 令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について

議案第43号 令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採 択について 議案第44号 平成30年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての 点検及び評価について

議案第45号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第10回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご 異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、 1番瀧本委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認でありますが、第9回教育委員会会議について別紙会 議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第9回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 2点、ご報告いたします。1点目につきましては、本日2番東委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

2点目は、7月から8月にかけ行われた、スポーツ合宿誘致についてご報告いたします。 昨年度から、スポーツ交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的に「アスリートと 創るオリンピアンの町創生事業」を実施しておりますが、本年度もその一環として、「幕別 町スポーツ合宿誘致実行委員会」が主体となり、道東では初となる車いすラグビーの公式戦 と、昨年に引き続き慶應義塾体育会野球部の夏季合宿を誘致いたしました。

「第21回車いすラグビー日本選手権大会予選リーグ」は、7月27日、28日の2日間にわたり、札内スポーツセンターを会場に実施され、東北、高知県、北海道から各1チームずつ計3チームが出場し、2試合ずつの総当たり戦で6試合の熱戦が繰り広げられたところであります。会場には、延べ241人が訪れ、障がいを感じさせない車いす同士の激しいぶつかり合いに、大きな歓声が上がったほか、車いすラグビー体験会・試乗会や元パラリンピアンの三阪洋行氏によるトークショーも行われ、その様子は国内外に動画配信されるなど、東京2020パラリンピック競技大会に向け、障がい者スポーツの理解促進や車いすラグビーの魅力を伝えることができたものと考えております。

次に、慶應義塾体育会野球部の夏季合宿についてでありますが、8月2日から8日までの7日間、幕別運動公園野球場を拠点に、監督、選手、スタッフなど総勢48人で行われました。この間、小中学生を対象とした野球教室や学習指導、選手と監督による「チームをまとめるためのリーダー像」をテーマとした特別講演会を開催したほか、8月4日に実施いたしましたパークゴルフ家族大会にも12人の選手が参加し、町民との交流を深めることができたものと認識いたしております。

また、合宿期間の終盤に行われた東海大学札幌キャンパスや北海学園大学とのオープン戦では、ふだん見ることができない高いレベルの野球を多くの皆さんに観戦していただいたところであります。

スポーツ合宿誘致に当たりましては、車いすラグビーでは、90人を超えるボランティアの 皆さんが大会運営に、また、慶應義塾大学体育会野球部の合宿に当たりましては、帯広トヨ ペット㈱様から車両2台を期間中、無償で提供していただき、多大な協力をいただきながら 無事終了したところであります。

なお、車両の提供をしていただきました、帯広トヨペット株式会社様には、昨日、幕別町 スポーツ合宿誘致実行委員会和田委員長から感謝状をお渡ししたところであります。

今後も、年齢や障がいの有無を問わず幅広いスポーツ交流人口の拡大につなげるためスポーツ合宿・大会誘致を図ってまいりたいと考えております。

なお、スポーツ合宿誘致につきましては、9月4日に開催される令和元年第3回町議会定例会初日に町長から行政報告の中でも申し上げる予定であります。

以上で、事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告が終わりましたので、議件に入ります。

日程第5、報告第8号幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申し出結果について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 報告第8号、幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の申しで結果について、ご報告いたします。

議案書は1ページ2ページになります。

資料につきましては、別冊の報告第8号説明資料をご覧いただきたいと思います。

7月の第9回教育委員会会議におきまして、同条例の改正の申し出につきまして、提案を 行い、可決いただいていたところであります。

その後、町長部局と協議を進める中で、条例の改正内容に変更が生じ、その変更した改正 条例が8月9日開催の第2回町議会臨時会で可決されましたとこから報告を行うものであり ます。

報告第8号説明資料をご覧ください。

改正条例の変更点といたしましては、幼稚園で実施しております、給食における給食費の 取扱についてであります。

町では、平成28年4月から町内の常設保育所において3歳以上の子どもに対し、主食の提供をしており、本年10月から主食提供事業を拡充して、町内すべての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費にかかる主食相当分を町が負担することにより、保護者の負担軽減を図るとしたものであります。

前回の改正では、給食費の保護者負担について、主食分を現行の給食費から減額を行うこととしていたため、条例の改正はありませんでしたが、町と協議を進めるなかで、主食分を減額するのではなく、補助を行うということとなったものであります。そのことによりまして、(1)の②になりますが、これまでは、幼稚園やへき地保育所は、給食センターが給食費を徴収しておりましたが、今後におきましては、主食相当分を町が負担することとなりますことから、わかば幼稚園では、副食に相当する額の154円を徴収し、その額に主食分の40円を町費として上乗せし、給食センターに支払うものであります。

資料の2ページになりますが、この表では、保育料と給食費の改訂表となっております。 左が、現行、右が改正後の保育料及び給食費の内容となっており、保育料につきましては、 10月以降無償化されるものであり、給食費につきましては、基本的には194円から主食相当分 の40円を差し引いた154円が保護者負担となりますが、表の下の①になりますが年収が360万 円未満の世帯に属する子どもは、副食費が無償になることから、この表の第3階層までは無 償化となるものであります。

また、②として第4階層と第5階層におきましても、全ての世帯の第3子、これは小学校3年生以下の年長者からカウントすることになりますが、第3子以降の子どもの副食費も無償となるものであります。

このように、保育料の無償化に伴い、7月開催の教育委員会に条例改正の提案をし可決を いただきましたが、その後、町部局との調整のなかで給食費の徴収について、各施設で行う こととなったため、わかば幼稚園におきましても、設置条例で給食費の徴収根拠となる条文を追加したものであります。

説明資料の3ページになりますが、第7条を新たに追加したものでありまして、第1項、第2項は、保護者からの徴収規定で、第3項では給食費の主食相当分を町が負担いたしますことから、その額を減じて保護者に請求するとしたものであります。また、第4項は、副食費の徴収免除について規定するものであり、第1号では、年収360万円未満相当の世帯に属する園児、第2号では、小学校3学年以下の年長者から順に3人目以降となる園児、それぞれの副食費を徴収しないものと定めるものであります。

議案1ページにお戻りください。

附則についてでありますが、令和元年10月1日から施行するものであります。また、9月分の保育料の賦課事務が10月までおよぶことから経過措置としたしまして、この条例による改正後の幕別町立幼稚園設置条例の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例によるとしたものであります。

以上で説明を終わります。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第8号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、報告第9号令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明 を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案書の3ページをお開きください。

報告第9号、令和元年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

令和元年第2回町議会臨時会が、8月8日から9日までを会期として開会されたところであります。本臨時会に、教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。

このたびの補正につきましては、前回の教育委員会議で説明させていただいたとおり、子ども・子育て支援法の改正により、本年10月から幼児教育無償化がスタートするため、これに伴う補正であります。さきほどの報告第8号で説明いたしましたとおり、予算上、当初は、無償化に伴う給食費の減額を考えていたところですが、町部局との調整の中で、常設保育所とのバランスを考え、主食相当分については、町が負担をし保護者の負担軽減を図ることとしたため、要求時から一部見直しいたしております。

要求時から変更となった部分について説明いたします。

歳出につきましては、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費で、幼稚園給食費負担金28万8千円が増となっています。ここでは、主食分も含め対象者分1食194円の給食費を支出するものであります。

次に、歳入についてですが、21款諸収入、5項雑入、4目雑入の部分で、幼稚園給食費として、保護者が負担分する1食154円の副食分と、町が負担する主食分1食40円を歳入として受けようとするものであります。

このほかの部分につきましては、去る7月22日開催の第9回教育委員会会議でご説明した とおりであり、見直しした部分も含め臨時会で議決されたところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第9号につきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第7、議案第35号、第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について説明 を求めます。

教育部長(山端 広和) 議案第35号、第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について、 ご説明申し上げます。

議案書の4ページから6ページになります。

例年、この時期に、各部・各課におきまして、総合計画の施策を具体的に推進するため、 今後3年間の事業について実施計画を策定し、町企画総務部に対し事業内容を説明のうえ、 予算要求をしているところであります。

企画総務部では、総合計画との整合性や町長公約、今後の財政状況、さらには、これまで の議会答弁や公区からの要望対応など、多方面から査定するものであり、今回は令和2年度 から4年度までの3か年の事業について教育委員会として要求するものであります。

教育委員会関係分は、3年間で26事業であり、今回新たに要求する事業は、3事業であります。

新規事業として新たに実施計画に計上した事業といたしましては、5ページの13番「町民会館改修事業」、同じページの16番「札内スポーツセンター改修事業」、6ページの24番「公用車購入事業」であります。

要求事業について、重点事業等を中心にご説明させていただきます。

4ページにお戻りください。

はじめに、学校教育課の関係分であります。

2番の「小中学校大規模改修事業」でありますが、直営により本年度、各学校の劣化度調査を実施し、年内には長寿命化計画(素案)を策定し、令和2年度には最終的な計画としてまとめ、学校ごとの改修について位置付けてまいります。その後、令和3年度に実施設計を行い、順次大規模改修工事等に着手してまいります。

次に、3番の「新設高校支援事業」であります。

本年度、道立の清陵高校が開校いたしましたが、町民に愛され、魅力あふれ、選ばれる学校となるために、引き続き、部活動振興の補助や進学模擬試験受験料の補助に加え、2年度からスタートする福祉コースへの外部講師などに要する費用を補助しようとするものであります。

次に、8番の「義務教育支援事業」であります。

義務教育期間における保護者負担の軽減を図るため、平成29年度から中学校の修学旅行費の補助を行っておりますが、令和4年度からは、小学校まで拡充することで計画に位置付けいたしております。

5ページになります。

次に、生涯学習課の関係になります。

12番の「百年記念ホール改修事業」であります。平成25年度に策定いたしました整備改修計画に基づく改修でありますが、令和2年度につきましては、ボイラー2基の更新工事を実施しようとするものであります。

次に13番の「町民会館改修事業」は新規であります。

町民会館については、町民の身近な施設として各種行事や会議等で利用されておりますが、 地下大集会室と2階講堂の音響設備について、音域によってはノイズが発生したりするなど、 不具合が生じ始めているころから、位置付けといたしましては、令和3年度になりますが、 更新しようとするものであります。

次に、16番「札内スポーツセンター改修事業」は新規であります。

平成2年度に建設され、30年が経過しようとしており、施設全体の老朽化が進んでおりますことから、今後計画的な改修が必要となると考えておりますが、緊急性の高いものとして

令和2年度にアリーナ用ワイヤレス受信機の修繕を実施してまいります。また、令和3年度には、武道場への網戸設置と、トイレの洋式化を実施したいと考えております。

次に、17番「オリンピアンの町創生事業」であります。

本事業は、国の地方創生推進交付金を活用し、昨年度から実施しておりますが、令和2年度につきましては、スポーツ合宿誘致の基盤づくりやオリンピアン輩出要因分析、アスリートによる学校訪問、講演会の実施など、ライフステージに応じて健康で運動・スポーツを楽しむスポーツコニュニティの創出を進めてまいりたいと考えております。

次に、18番「忠類ナウマン象記念館の充実」であります。

本年度は、ナウマン象化石骨発見50周年を迎え、特別展や記念講演、化石発掘地の再発掘調査等を行う予定としておりますが、令和2年度は、発掘50周年記念事業として、足跡化石などの特別展や本年度の発掘調査の報告を特別記念講演として実施するほか、化石教室や発掘体験などの体験型事業に取り組み、ナウマン象記念館の充実を図るとともに、来場者の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、図書館の関係になります。

19番「図書館整備事業」であります。図書館の読書環境の向上に向けた改修工事や老朽化に伴う修繕工事を行うものでありますが、令和2年度は、昨年も要求いたしました本館の冷房工事を行おうとするものであります。

6ページになります。

20番「図書館機器更新事業」であります。令和2年度は、平成25年度に導入した図書館システムを更新するもので、今後も利用者の視点に立った総合的な情報サービス拠点として、整備するものであります。

21番「マイファーストブックサポート事業」は継続事業であります。

後年次の計画になりますが、令和3年度から、本と触れ合う機会を増やすことを目的にセカンドブック事業を展開してまいりたいと考えているものであります。

22番「図書館を核とした地域づくり事業」であります。

本事業につきましては、これまで国の交付金を活用して、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業を展開してまいりました。令和2年度からは単独事業となりますが、引き続き、ストレス測定及び活字と笑いの提供により、地域づくりの核となる図書館を目指してまいります。

次に、給食センター関係についてであります。

25番、26番については、備品等更新事業で幕別及び忠類の給食センターの備品等の更新を 行おうとするものであります。

以上でありますが、年度別計のとおり総事業費は、令和2年度は2億2,629万2千円、3年度は1億5,709万7千円、4年度は5億6,955万8千円を要望するものでありますが、教育施設や社会教育、体育施設の老朽化に伴い今後は事業費が増加していくものと考えております。今後、11月上旬頃に内示となりますので、その結果につきましては、内示後の直近の教育委員会会議で報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 学校のパソコン授業はタブレットが中心の学習に移行しつつあるということ、まだまだ不十分な部分があると聞きました。補助事業等関係してくると思いますが、今後拡充、充実させていくことができるのでしょうか。

また、百年記念ホール改修事業の現地改修というのはどのような内容でしょうか。

最後に、給食センターの更新事業には入っていないですが、忠類の給食センター付近の舗装道路が非常に痛んでいます。寒暖で段差が大きくなっているところもあるので、できれば検討してほしい。

- **学校教育課長(宮田 哲)** タブレット端末につきましては小中学校の児童生徒用のパソコンを 更新するにあたりましてデスクトップ型のパソコンをタブレット型に切り替えて更新を行っ ている状況でございます。
- **瀧本委員** 今度の事業 5、6、7の関係のなかでタブレット授業を拡充していくということでしょうか。
- 学校教育課長(宮田 哲) 6番の教育用コンピューターの整備事業で児童生徒のパソコンの更新を行っています。
- 教育部長(山端 広和) 5番のタブレット化、ICT機器の環境整備につきましては基本的に各普 通教室に配備しております。小学校でいうと実物投影機と大型テレビ、中学校は大型テレビ とタブレットがあります。平成28年から計画導入し平成30年で一定の整備を終えております。 先ほど宮田課長が申し上げたのは、パソコン教室のタブレットのことで教室でも使用できる という話でございます。今後、耐用年数がだいたい7年になりますので、その段階で再度検 討していこうと考えております。
- 生涯学習課長(石田 晋一) 百年記念ホール改修事業について、令和4年の予定にあります、ベンチの改修工事について、ご説明申し上げます。建物の南側にあります入り口の前に、石畳みたいな丸いサークルがある端に腰かけ用のベンチの天板を改修する予定であります。ほとんどの天板において木製のものでかなり傷んでおります。そのベンチを全部取り替える工事となります。
- **給食センター所長(鯨岡 健)** 忠類学校給食センターの駐車場の舗装の件ですが、冬場しばれ あがり、影響出るところが一部あります。昨年のエアコン設置工事のなかで一部舗装が捲れ ていたところは舗装を剥がす工程がありましたので、合わせて修繕を行っております。今後、 周りの舗装が剥がれてしまうことがあれば、随時補修をしていきたいと考えております。
- **菅野教育長** ほかに質疑はございませんか。

それでは質疑なし認めます。お諮りいたします。

議案第35号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(ありません。)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第35号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第8、議案第36号幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則についてから日程 第10、議案第38号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱を廃止する要綱について までは関連がありますので、一括して説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) それでは、議案第36号、幕別町立幼稚園規則の一部を改正する規則 についてご説明申し上げます。

議案書は7ページ、資料につきましては、別冊の議案第36号説明資料をご覧いただきたい と思います。左が現行規則、右側が改正規則になり、改正箇所には、下線を引いております。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正による、本年10月1日からの幼児教育の無償化による、条例改正に伴い所要の改正を行うものであります。

第4条では、保育料の決定について規定しておりますが、無償化に伴い、条文を削除する ものであります。

第5条では、幕別町立幼稚園設置条例の改正に伴う対象条文の改正で、第5条第1項では、 条例第5条を条例第4条に、様式第2号を様式第1号に改め、同条を第4条とし、第6条に つきましても、幕別町立幼稚園設置条例の改正に伴う対象条文の改正で、第6条第1項では、 条例第5条第2項を条例第4条第2項に改め、同条を第5条とし、第7条では、保育料の無 償化に伴い、見出し及び第1項、第2項では、保育料が無償化されてことにより、延長保育 料が残ることによる、文言の整理を行い、様式の繰り上げによる、様式第3号を様式第2号に改め、同条を第6条とし、新たに第7条を追加するもので、給食費の納入規定を定めるものであります。

第8条は保育料の無償化に伴う、条文の削除、第9条から第11条につきましては、条文削除による1条ずつ繰り上げ、第12条では、条文の繰り上げによる改正と、条文削除による1条繰り上げて第11条に第13条は、条文の削除による繰り上げにより第12条に、様式第1号につきましては、保育料無償化に伴う、削除。

様式第2号につきましては、様式第1号削除による様式番号の改正及び対象条文の改正に伴う改正。

様式第3号につきましては、様式削除による様式番号の改正及び対処条文の改正に伴う改正、及び様式内の保育料等を延長保育料に改正し、表の摘要欄では、延長保育料のみとなったことに伴う、文言の削除したところでございます。

様式第4号及び様式第5号につきましては、保育料の無償化に伴う削除であります。 議案7ページにお戻りください。

附則についてでありますが、令和元年10月1日から施行するものであります。また、規則につきましても、条例と同様に経過措置といたしまして、この規則による改正後の幕別町立幼稚園規則の規定は、令和元年10月1日以後に行われる保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた保育に係る保育料については、なお従前の例によるとしたものであります。

次に、議案第37号、幕別町私立幼稚園入園に対する入園料、保育料の補助に関する規則を 廃止する規則についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、子ども・子育で支援法の改正による、本年10月1日からの幼保無償化に伴い、保育料が無償化となることから規則を廃止するものであります。なお、附則についてでありますが、令和元年10月1日から施行するものであります。また、経過措置としたしまして、第2項では、この規則による廃止前の幕別町私立幼稚園入園に対する入園料、保育料の補助に関する規則の規定により行われた補助金の申請については、なお従前の例によるものとし、第3項では、前項の規定は、令和2年3月31日限り、この効力を失うとするものであります。

次に、議案第38号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱を廃止する要綱についてご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、幼保無償化に伴い、保育料が無償化となることから要綱を廃止するものであります。なお、附則についてでありますが、令和元年10月1日から施行するものであります。また、経過措置としたしまして、第2項では、この要綱による廃止前の幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の規定により行われた補助金の申請については、なお、従前の例によるものとし、第3項では、前項の規定は令和2年3月31日限り、この効力を失うものとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより議案36号から議案第38号まで一括して質疑をお受け いたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

始めに議案第36号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。 (異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第36号については原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第37号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第37号については原案どおり可決しました。

続いて、お諮りいたします。議案第38号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第38号については、原案どおり可決しました。

次に、日程第11、議案第39号幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の 公表に関する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第39号、幕別町教育委員会教育長等の交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱について、ご説明申しあげます。

議案書は10ページと11ページになります。

教育長交際費につきましては、従前から町部局で制定しました、「交際費事務取扱要綱」 に準ずる形で運用しておりましたが、別添の議案第39号参考資料になりますが、町部局において本年8月にこの要綱を全部改正し、「幕別町長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱」としたものであります。

この要綱では、交際費の支出対象や支出区分、支出基準を明確化するとともに、町のホームページで公表することを明記した内容となっております。教育委員会としても教育長等の交際費について、町部局と同様に支出対象や支出区分、支出基準を明確化するとともに、町のホームページで公表することを明記した内容の要綱を定めようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第1条では、教育長又は教育長職務代理者の交際費について、適正な執行と透明性の確保 を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定める趣旨を定めるものであります。

第2条では、交際費の支出先となる個人又は団体を定めたものであります。

第3条では、交際費の支出区分及び支出内容を定めたものあります。

第4条では、支出基準として、交際費の支出に当たっては、社会通念上妥当と認められる 範囲で、必要最小限となるように努めるものとし、別表に定めるとして、次ページになりま すが、支出金額を定めたものであります。

第5条では、交際費の支出状況について、(1)支出年月日、(2)支出区分、(3)支出内容、(4) 支出金額の当月分を翌月の末日までに町のホームページで公表する規定であります。

第6条では、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとするものであります。

附則につきましては、令和元年9月1日から施行するものであります。なお、この要綱につきまして、可決いただきましたら、本年9月分の交際費から10月に町ホームページに掲載し、毎月更新をする予定でありますことを申し添えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第39号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第39号については原案どおり可決しました。

次に、日程第12、議案第40号幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第40号、幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧いただきたいと思います。

幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員につきましては、いじめ防止対策推進委員会における「小中学校のいじめの防止等の対策を、実効的に行うための、調査研究及び審議」並びに「小中学校のいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」などを行うため、いじめ防止対策推進委員会条例、第7条の規定に基づき、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱することとなっております。

今年度の調査委員は、幕別中学校校長の喜多敦氏、幕別中学校教頭の中井哲氏、幕別中学校教諭の吉田勉氏、札内南小学校教諭の内山英俊氏、札内東中学校教諭の根岸邦昌氏、糠内小学校教諭の小野関朗氏、忠類中学校教諭の加藤晃博氏の7人であります。

いずれも、学識経験者でありますが、校長先生、教頭先生の選出にあたりましては、それぞれ校長会、教頭会からの推薦であります。また、教諭の5人につきましても、各中学校ブロックから推薦をいただいたものであります。なお、任期は、令和元年8月28日から令和2年3月31日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第40号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第40号については原案どおり可決しました。

次に、日程第13、議案第41号令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第41号、令和2年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

議案書は13ページでございます。

令和2年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、管内18町村で構成いたします、第12地区教科書採択教育委員会協議会で、8月6日開催の第6回協議会において、令和2年度から使用する小学校用の教科書を1者に決定したところであり、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は令和2年度に使用する小学校用教科用図書として、議案書中段の表にありますように、「国語と書写は教育出版、社会は東京書籍、地図は帝国書院、算数は東京書籍、理科と生活と音楽は教育出版、図画工作は日本文教出版、家庭は開隆堂出版、保健は学研教育みらい、英語は教育出版、道徳は東京書籍」を採択するものであります。

なお、参考ではありますが、結果として、今年度に使用している教科用図書と同様の発行者の図書となっているところであります。

説明は以上であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めますお諮りいたします。

議案第41号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第41号については原案どおり可決しました。

次に、日程第14、議案第42号令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第42号、令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧いただきたいと思います。

中学校において使用する教科用図書につきましては、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。

現在使用の中学校教科用図書は、平成28年度から使用しており、来年が5年目となります。 このことから、令和2年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、令和元年8月6日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました平成28年度から使用している教科書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第42号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第42号については原案どおり可決しました。

次に、日程第15、議案第43号令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について説明を求めます。

学校教育課長(宮田 哲) 議案第43号、令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9 条に規定する教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書又は文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

なお、議案第41号同様、8月6日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしましたとおり、すなわち、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和2年度使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料』記載の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科書を使用できるよう、幅広く採択をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第43号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第43号については原案どおり可決しました。

次に、日程第16、議案第44号平成30年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況についての点検及び評価について説明を求めます。 **教育部長(山端 広和)** 議案第44号、平成30年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況についての点検及び評価について、ご説明申し上げます。

別にお配りしております、点検・評価報告書をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」とありますが、平成19年の地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は毎年、前年度の事務の点検・評価 を行うこととされておりますが、下段の四角の第26条にありますとおり、この報告書を議会 に提出するとともに、一般に公表することも義務付けられたところであります。

例年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、町民の 皆さんにも公表しているものであります。

この度、平成30年度分について、点検・評価をまとめましたので、ご説明させていただきます。ページ数も相当多いため、概略についてご説明申し上げます。

2枚目が目次となりますが、報告書は大きく、第1章教育委員会の活動状況等、第2章第6期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価に分かれております。

第1章では、教育委員会会議の開催及び審議内容をはじめ、条例・規則・要綱等の制定、 教育支援委員会等の付属機関の活動状況になりますが、1ページから12ページに記載してあり ますので後ほどご覧いただきたいと思います。

13ページをお開きください。

ここから第2章の部分になり、第6期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価であります。 上の囲みでは、総合計画の組み立てに合わせて、主要施策や施策の方向を体系化し、点検・ 評価を実施しております。

第1節、国内交流や国際交流の推進、主要施策、国内交流の推進、施策の方向は、様々な地域との交流による連携強化であります。本事業につきましては、上尾市については旧忠類村時代から継続して交流事業を実施しているものであり、高知県中土佐町及び神奈川県開成町との交流事業は平成27年度から実施しております。データ欄にありますとおり、児童の派遣の実施は隔年となっており、平成30年度は、埼玉県上尾市から15人、高知県中土佐町と神奈川県開成町から35人の受入れを行ったところであります。

14ページをご覧ください。

14ページから16ページまでは、中学生・高校生に対する国際交流事業の推進に伴います各種施策ついて記載しております。

17ページをお開きください。

17ページから28ページまでは、第2節、豊かな人生を育む生涯学習の推進として、生涯学習について記載されており、主要施策については、生涯学習プログラムの体系化、情報提供の充実、指導者・団体の育成、学習・活動機会の充実、施設の機能充実でありますが、各種施策について記載しております。

具体的には、23ページをお開きください。

データ欄にありますとおり、生涯学習講座の受講人数は、平成28年度が1,645人、29年度が1,545人、30年度が1,460人となっております。平成30年度につきましては、講座実施回数は増となっているものの内容によりましては、受講者数が少ない講座があり、前年度と比較いたしまして、85人の減となっておりますが、今後におきましても、魅力ある講座づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、中段に記載しておりますが、平成25年度からは、北海道科学大学との連携協定の締結による、コミュニティカレッジを開催するなどの充実を図っております。今後とも、学習ニーズに対応した講座の開設やきめ細かな情報の提供を行ってまいります。

26ページをご覧ください。

このページから28ページまでは、図書館について記載しており、施策の方向では住民参画による図書館機能強化や蔵書・図書企画展の充実、図書館を核とした知の拠点づくりに取り組むこととしております。

27ページのデータ欄にありますが、平成30年度の蔵書数は24万8,362点であり毎年図書資料の充実を図っているところであります。

28ページになりますが、知の拠点づくりとして、マイファーストブックサポート事業や移動図書館車の活用等を図り、本に親しむ環境整備に努めております。今後におきましても、図書館を核とした地域づくり事業などを通し、本や図書館に親しんでもらえるような事業の展開を図ってまいります。

29ページをご覧ください。

このページから51ページまでは、第3節、「生きる力」を育む学校の推進について、記載しており、主要施策は、幼児教育や小中学校教育の充実、教育施設の整備、高等学校教育・特別支援学校の支援について記載しております。

38ページをお開きください。

主要施策は、小中学校教育の充実、施策の方向は、特別支援教育の推進です。評価指標の欄1段目には、各年5月1日時点での特別支援教育支援員の人数を記載しておりますが、平成30年度は、前年度と比較して1人増の45人を配置いたしました。今後におきましても、学習支援や生活介助を必要とする児童生徒が年々増加していくものと思われますことから、その支援の充実に努めてまいります。

39ページになります。

施策の方向は、特色ある学校づくりの推進です。

データといたしましては、小中学校ともに、全国学力・学習状況調査で、地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心度合を示しておりますが、小学6年生では平成30年度が72.2%、中学3年生では65.5%で、前年と比較すると小学生で7.6ポイント、中学生で2.7ポイント上昇しております。各学校では特色ある多様な教育活動を展開しており、地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心の高まりにつながっているものと考えており、今後も、コニュニティスクールや学園単位の中で、地域の特色を生かした取組を促進したいと考えております。

41ページになります。

施策の方向は、いじめや不登校、虐待などへの対応についてであります。

データ欄にありますとおり、平成30年度のいじめの認知件数は、小中学校合計で2件となっており、減少傾向にありますが、いじめを発生させないために、他人を思いやる心の醸成、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもサポーターの活用、さらには、学校・家庭・地域・関係機関との連携がこれまで以上に求められております。不登校の児童生徒につきましては、平成30年度で小中あわせて36件で、前年対比で5件減となっていますが、今後も相談を希望する児童生徒の増加に対応出来る体制整備の充実を図る必要があるものと考えております。

44ページをご覧ください。

施策の方向は、健やかな成長に資する給食の提供についてであります。

給食は、健やかな成長を図るための重要な要素であり、給食の充実はもとより、地場食材の提供は、郷土意識の醸成など食育の観点からも重要でありますことから、今後におきましても、可能な限り地場農産物の提供に努めてまいります。

45ページをご覧ください。

施策の方向は、小中一貫教育の推進についてであります。

小学校と中学校のスムーズなつながりにより、中学1年生で顕著になりやすい不登校や学力 低下、いじめ等のいわゆる「中1ギャップ」、の解消を図ることなどを目的に平成30年度は、 幕別中学校と札内東中学校エリアでそれぞれ、まくべつ学園、札内東学園としてモデル校による取組の実施のほか、道内先進地の視察や小中一貫教育等推進会議を開催し、情報共有を図ってまいりました。モデル校の取組における検証結果では、教員間の意思疎通の高まりや中1ギャップの緩和等の効果が認められことから、本年度から町内5つの学園でスタートしたところであります。今後も学園間における成果と課題を情報共有し、改善を図りながら進めてまいります。

48ページ及び49ページをご覧ください。

主要施策は教育施設の整備、施策の方向は、学校施設や教員住宅の整備についてであり、 改修等につきましては、いずれも計画的な整備を実施していかなければならないものと考え ております。

50ページ及び51ページをご覧ください。

主要施策は高等学校教育・特別支援学校の支援、特色ある学校づくりに対する支援と就学に対する支援であります。

52ページをご覧ください。

このページから54ページまでは、4節青少年の健全育成の推進、主要施策は青少年の健全育成、施策の方向は、家庭教育の充実や、豊かな人間性の育成、各種団体に対する支援についてであります。

55ページをご覧ください。

このページから58ページまでは、5節、芸術・文化活動の振興、主要施策は、芸術・文化活動の支援と人材育成、芸術・文化事業の推進、芸術・文化鑑賞機会の拡充であります。文化協会や町民芸術劇場などの支援を行い、優れた芸術鑑賞機会の充実を図ってまいります。

59ページをご覧ください。

このページから64ページまでは、6節、歴史的文化の保存・伝承、主要施策は、施設の充実、歴史的文化の保存・継承と活用、アイヌ文化の保存振興と理解の促進についてであります。引き続き、ナウマン象記念館やふるさと館、蝦夷文化考古館における展示物の充実や施設整備の検討を進めるとともに、歴史的な収蔵物や資料の保存と調査研究や町民が郷土の歴史と文化に触れあうことができるよう取り組んでまいります。

65ページをご覧ください。

このページから72ページまでは、7節、健康づくりとスポーツ活動の振興、主要施策は、スポーツ・レクリエーション活動の推進、指導者・組織の育成と支援、社会教育施設の整備充実と有効活用、パークゴルフ振興についであります。

65ページになりますが、施策の方向は、体力づくり講座、各種講習会の開催など、スポーツ・レクリエーションに親しめる機会の充実であります。評価指標欄にありますとおり、体力づくり講座への参加者は、平成30年度は5,434人で、やや減少いたしましたが、今後におきましても、運動を通した健康づくりへの意識を高めるために、魅力ある講座の開催に努めてまいります。

67ページをご覧ください。

施策の方向は、スポーツに対する意識の向上と次世代のオリンピックアスリートの育成についてであります。平成30年度から、国の地方創生推進交付金を活用し、「アスリートと創るオリンピアンの町創生事業」を実施しております。昨年度は、初となる慶應義塾体育会野球部の合宿誘致をはじめ、オリンピック選手による学校訪問やスケート教室、パラリンピック実践事業として実施した車いすラクビー、町民と考えるオリンピアンの町ワークショップなど、住民のスポーツに対する意識の向上に努めたところであります。

73ページからは資料編で、教育委員会事務局の係ごとの資料をまとめており、104ページからは関連する規定等を掲載しております。

109ページには、本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、外部意見として町長部局の部長職をはじめ、東十勝退職校長会会長、中札内高等養護学校幕別分校校長、町PTA連合会会長、社会教育委員長にご協力をいただいたところであります。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、来月4日に開会の第3回町議会定例会の会期中に、議会に提出する予定であり、同時に教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等に備え置いて、閲覧できるようにするほか、町のホームページ上でも閲覧できるようにして、町民の皆さんへ公表いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第44号について原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第44号については原案どおり可決しました。

次に、日程第17、議案第45号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。 (異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。 (ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、 第10回教育委員会会議を閉じます。